

亡くなられた方が該当するものについてご確認ください	該当	手続き	必要なもの	受付窓口
亡くなられた方の戸籍が取得できるのは(除籍) 月 日()から		死亡届を出した後、亡くなられた方の戸籍(除籍)を取得できるのは、以下の日付からです。 ●本籍が美濃加茂市(土日祝に届出)⇒次の平日から数えて5~6営業日目から取得可能です。 ●本籍が美濃加茂市以外⇒戸籍が取得可能になるまでに2~3週間程度かかることがあります。 取得できる時期については本籍地へお問合せください。		市民課 (本館1階①番)
世帯主であった→世帯員が2人以下		世帯主変更届は不要です。		
→世帯員が3人以上		世帯主変更届が必要です。	手続きに来られる方の本人確認書類(免許証・保険証など)代理人(別世帯の人)の場合は委任状が必要です。	
印鑑登録をしていた		自動的に登録廃止となります。カードの返却は不要です。		
マイナンバーカードを持っていた		カードの返却は不要です。 亡くなられた方の各種手続きに必要な場合があるので、しばらくの間保管し、不要になったら破棄してください。		

《亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること》

保険	国民健康保険に加入していた	保険証などの返却	国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証) (持っていれば) 〔・国民健康保険限度額適用認定証 ・国民健康保険特定疾病療養受療証 など〕	国保年金課 (本館1階⑥番)
		葬祭費の請求	・葬祭を行った方(喪主)が確認できる書類 (会葬礼状・葬儀の領収書など) ・葬祭費の振込口座の通帳	
		相続代表人の届出	還付が発生した際の振込口座の通帳	
	世帯主であり、世帯員が国民健康保険に加入していた	世帯主変更	世帯員の国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証) (持っていれば) 〔・国民健康保険限度額適用認定証 ・国民健康保険特定疾病療養受療証 など〕	
	後期高齢者医療保険に加入していた	保険証などの返却	後期高齢者医療被保険者証 (持っていれば) 〔・後期高齢者医療限度額適用認定証 ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証 など〕	国保年金課 (本館1階⑦番)
		葬祭費の請求	・葬祭を行った方(喪主)が確認できる書類 (会葬礼状・葬儀の領収書など) ・葬祭費の振込口座の通帳	
相続代表人の届出		還付が発生した際の振込口座の通帳		
上記以外の健康保険に加入していた場合		※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。	健康保険の加入先で手続きしてください。	
年金	年金に加入していた年金を受給していた	未支給年金・遺族年金等の請求	年金の種類により手続きが異なります。年金窓口でご説明します。	国保年金課 (本館1階⑦番)
	農業者年金を受給していた	※農協もしくは農業委員会でご相談ください。 農業者年金に加入、受給していた場合は、JAめぐみの各支店で手続きが必要です。	農業者年金証書、印鑑 など	農業委員会 (西館3階⑳番)
介護	65歳以上の方、または40歳~64歳で要介護等認定を受けていた方	保険証などの返却 相続代表人の届出	・介護保険被保険者証(水色) ・還付が発生した際の振込口座の通帳 (持っていれば) 〔・介護保険負担割合証(桃色) ・介護保険限度額適用認定証(黄緑色)〕	高齢福祉課 (西館1階⑩番)
障がい	障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	福祉課 (本庁1階④番)
	→障がいに関する給付を受けていた	障がいに関する各種サービスや給付終了の相談		
	→福祉医療費受給者証(重度)を持っていた	福祉医療費受給者証(重度)の返却	福祉医療費受給者証(重度)	
	→移動支援券または交通費助成券を持っていた	各種券の返却	・重度心身障がい者移動支援券 ・血液透析患者交通費助成券	
	→特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受けていた	※手当を受給していた場合、手続きが必要です。詳しくは、窓口で説明をします。		
	→特別児童扶養手当を受けていた	※手当を受給していた場合、手続きが必要です。詳しくは、窓口で説明をします。	・印鑑 ・手当証書	
子ども	児童手当を受けていた	未支払児童手当等の請求など	振込口座の通帳	福祉課 (本庁1階④番)
	児童扶養手当を受けていた	未支払児童扶養手当の請求 児童扶養手当証書の返却など	・振込口座の通帳 ・手当証書	
	福祉医療費受給者証(乳幼児等、母子家庭等、父子家庭)をお持ちの方	福祉医療費受給者証の返却	福祉医療費受給者証	

↓裏面につづく↓

《亡くなられた方の資産や税・料金に関すること》

亡くなられた方が該当するものについてご確認ください		該当	手続き	必要なもの	受付窓口
資産・税・料金	美濃加茂市に 土地・家屋を所有していた		窓口にて説明をさせていただきます。 ・固定資産税に係る手続き ・未登記家屋の所有者変更手続き ※土地および登記済家屋については相続登記が必要です。詳しくは、法務局(0574-25-2400)へお問い合わせください。	・来庁される方が、亡くなられた方の相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等) ※来庁される方・亡くなられた方の双方が市内に同世帯で住民登録されている場合(来庁される方が亡くなられた方の配偶者又は子の場合のみ)、上記書類は不要です。 ・来庁される方の本人確認書類 ・来庁される方が、相続人本人でない場合は、委任状も必要です。	税務課 (西館2階⑩番)
	美濃加茂市のナンバープレートの 原動機付自転車(125cc以下)または 小型特殊自動車等を所有していた		所有者・使用者の変更手続き	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・来庁される方の本人確認書類 ・手続きを行う方が相続代表人であることが確認できる戸籍等 ※亡くなられた方と相続人が美濃加茂市内に同一世帯で住民登録の場合、戸籍等は不要	税務課 (西館2階⑨番)
	軽自動車を所有していた		所有者・使用者の変更手続き	※軽自動車検査協会岐阜事務所へお問い合わせください。 (☎050-3816-1775)	軽自動車検査協会 岐阜事務所
	自動二輪(125cc超)を所有していた		所有者・使用者の変更手続き	※中部運輸局岐阜運輸支局へお問い合わせください。 (☎050-5540-2053)	中部運輸局 岐阜運輸支局
	市税を口座振替で納めていた		口座振替の廃止・変更	・預金通帳 ・通帳印	収税課 (西館2階⑳番)
	亡くなった方の税金について →財産や負債を放棄する場合		納付相談	※家庭裁判所でご相談ください。(☎0574-67-3111)	岐阜家庭裁判所 御嵩支部
	美濃加茂市に 農地・山林を所有していた			※相続後に届出が必要です。	農業委員会・農林課 (西館3階)
その他	水道・下水道の名義人の場合		所有者・使用者の変更手続き	印鑑	上下水道課 (分庁舎2階)
	井戸水を下水道に流している世帯		人数の変更の届出	印鑑	
	下水道受益者負担金を支払い中の場合		※5年間の支払期間の途中で亡くなられた場合、 ご相談ください。	印鑑	
	居住していた住宅が空き家になった		相続代表人の届出		都市計画課 (分庁舎3階)
	市営住宅の名義人が死亡した → 退去する場合		退去手続き	印鑑	
	市営住宅の名義人が死亡した → 引き続き居住する場合		入居者承継手続き	印鑑、亡くなったことが明らかとなる書類など	
	市営住宅の同居人が死亡した		同居者の異動手続き	印鑑、亡くなったことが明らかとなる書類など	
市営墓地を使用している場合		使用承継、埋葬の手続き		環境課 (生涯学習センター東)	
ご家族が該当するものについてご確認ください		該当	手続き	必要なもの	受付窓口
いじも	お子さまに関して受けられる 手当・助成等の確認、相談		保育園、幼稚園、認定こども園	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください。	こども未来課 (みのかも健康プラザ)
			・福祉医療費受給者証(乳幼児等) ・福祉医療費受給者証(母子家庭等、父子家庭) ・福祉医療費受給者証(重度)		福祉課 (本庁1階④番)

ご遺族の皆様へ

手続きチェックシート

死亡届



※手続きの際は、来庁される方の本人確認書類をお持ちください。
(マイナンバーカード、運転免許証等)

美濃加茂市役所

TEL 0574-25-2111